

入院される患者さんにご家族の方へ

高濃度のカリウム液の点滴注射（適応外使用）について

血液中のカリウムが非常に少ない状態（低カリウム血症）は重篤な不整脈を引き起こすことがあり、カリウムを補充する必要があります。しかしながら、心不全や脳卒中などで水分を制限しなければならない患者さんに対しては、当院のルールに従い、国が定めるものとは異なる「適応外使用」として、高濃度のカリウム液の点滴注射を行うことがあります。

【当院のルールについて】

当院では、以下のルールを遵守し、高濃度のカリウム液の点滴投与を行っています。

✓ 必ず太い血管（中心静脈）から、シリンジポンプまたは輸液ポンプを用いて投与する。

✓ 点滴注射用カリウム液のカリウム濃度は 200mEq/L 以下とする。

（KCL20mEq キットを生理食塩水またはブドウ糖液 80mL に溶解して 1 時間以上かけて投与する。）

✓ 投与速度は、国が定めるカリウム投与速度 1 時間に 20mEq 以下を守る。

✓ 限られた部署（救急外来、ICU、手術室）のみで投与可能とする。

- ✓ 研修医のみでの使用を認めない。
- ✓ 必ず心電図モニターを装着し医療者が監視する。
- ✓ 適宜血清カリウム値を測定する。
- ✓ 異常時には直ちに減量あるいは中止する。
- ✓ 低カリウム血症が改善され次第、高濃度のカリウム液の点滴注射は終了する。

この治療は必要時に速やかに行う必要があるため、各患者さんにご説明して同意を
いただく代わりに、病院ホームページでお知らせをしています。

この治療についてご質問がありましたら、いつでも遠慮なく、担当の医師、看護師また
は薬剤師までおたずねください。

令和 7 年 5 月 15 日

総合病院 水戸協同病院

電話 029-231-2371 (代)